宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

目次

ページ

規則

○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食と暮らしの安全推進課）一

告示

○指定管理者の指定（消費生活・文化課）一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（同）二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）二
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）二
○県営土地改良事業の工事の完了（農村振興課）三
○指定管理者の指定（三件）（水産業基盤整備課）三
○保安林の指定の予定（森林整備課）三
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止（防災砂防課）四
○土地区画整理事業の換地処分の届出（都市計画課）四
○市街地再開発組合の解散の認可（同）四

公告

○財政状況の公表（財政課）四
○公聴会の開催（都市計画課）四

教育委員会

○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則　五
○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則　五

選挙管理委員会

○参議院宮城県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨　六

人事委員会

○人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則　六
○人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則　九
○人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示　九

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表　九

公安委員会

○宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等　一八

規則

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第八十八号

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則（令和三年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この規則の施行の際」を「令和三年五月三十一日において」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、令和三年六月一日から適用する。

告示

○宮城県告示第八百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

一　公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二　指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三　指定の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇九一七〇六七	コペルプラス多賀城教室　多賀城市八幡三丁目五番二一号　エクセスビル二階	児童発達支援	株式会社ポラリス	令和四年十二月一日
○四五一一〇〇三七四	みぃんななかよしいわ・ぬま　岩沼市たけくま二丁目五番九号	児童発達支援	きらきらひかる株式会社	令和四年十二月一日

○宮城県告示第八百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一三〇〇六〇一	障がい者グループホーム　いろおり　栗原市志波姫新沼崎十番一	短期入所	株式会社　久我	令和四年十二月一日

○宮城県告示第八百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一一一〇〇三三一	グループホームりりい　岩沼市中央一丁目二番十二号	共同生活援助	株式会社ＡＳＮＯＷＡ	令和四年十二月一日

○宮城県告示第八百七十七号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

一　失効する知事指定薬物の名称

１　化学名　二－（三－メトキシフェニル）－二－［（プロパン－二－イル）アミノ］シクロヘキサン－一－オン及びその塩類（通称名：ＭＸｉＰｒ、Ｍｅｔｈｏｘｉｓｏｐｒｏｐａｍｉｎｅ）

２　化学名　Ｎ－メチル－一－（五－メチルチオフェン－二－イル）プロパン－二－アミン及びその塩類（通称名：５－ＭＭＰＡ、Ｍｅｐｈｅｄｒｅｎｅ）

二　失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三　指定の効力が失われる日

令和四年十二月二十六日

○宮城県告示第八百七十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
西矢本	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年三月十一日

○宮城県告示第八百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　公の施設の名称

閖上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地）

二　指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三　指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　公の施設の名称

閖上漁港の指定施設（ヨット等の保管施設及び倉庫）及び研修室

二　指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人海族ＤＭＣ

亘理郡亘理町荒浜字鳥の海七番地六

三　指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　公の施設の名称

気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地）

二　指定した団体の名称及び所在地

気仙沼漁業協同組合

気仙沼市魚市場前八番二十五号

三　指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　保安林予定森林の所在場所

石巻市北上町十三浜字壷穴一〇二

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域（平成十三年一月二十三日宮城県告示第八十五号）のうち、次の区域を廃止するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所において縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

大森の二急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
本吉郡	南三陸町	志津川	大森	五〇の一	一号
				五〇の二	二号
				五〇の三	三号
				四九の四	四号及び五号
				四四の二	六号
			大森町	一〇五	七号
			大森	三三の一	八号
				三〇の一	九号

○宮城県告示第八百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　土地区画整理事業の名称

大崎市役所周辺地区土地区画整理事業

二　施行者の名称

大崎市

三　事務所の所在地

大崎市古川七日町一番一号　大崎市建設部都市計画課

四　換地処分の年月日

令和四年十一月十五日

○宮城県告示第八百八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　組合の名称

古川七日町西地区市街地再開発組合

二　事務所の所在地

大崎市古川七日町八番三十二号

三　設立認可の年月日

平成三十年十二月十日

四　解散認可の年月日

令和四年十二月十五日

公　告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊一のとおり公表する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴

会を次のとおり開催する。

令和四年十二月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　公聴会の日時及び場所

日時	場所
令和五年一月十三日（金）午後七時から	亘理郡山元町浅生原字作田山三十二番地 山元町役場

二　件名

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三　公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者（以下「公述申出者」という。）は、山元町の住民又は利害関係人とする。

四　公述の申出等

1　公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2　公述申出書の提出期限は、令和五年一月六日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3　意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4　公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五　素案の概要

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1　都市計画の目標

2　区域区分の決定の有無

3　主要な都市計画の決定の方針

㈠　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

㈡　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

㈢　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

㈣　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

㈤　防災に関する都市計画の決定の方針

六　その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号　電話〇二二－二一一－三一三二・三一三四）に行うこと。

教育委員会

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二十五号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会、」を「又は」に改め、「宮城県民体育大会に選手又は役員として参加する場合」の下に「及び全国高等学校総合体育大会又は全国中学校総合体育大会に役員として参加する場合」を加える。

別表第二中「宮城県志津川高等学校」を「宮城県南三陸高等学校」に改める。

附　則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は同年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二十六号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中「二〇〇｜二四〇」を「二〇〇｜二〇〇」に改め、同表宮城県塩釜高等学校の項中「二四〇｜二八〇」を「二四〇｜二四〇」に改め、同表宮城県名取北高等学校の項中「二四〇｜二八〇」を「二四〇｜二四〇」に改め、同表宮城県登米高等学校の項、宮城県岩ヶ崎高等学校の項及び宮城県岩出山高等学校の項中「八〇｜一二〇」を「八〇｜八〇」に改め、同表宮城県大河原商業高等学校の項中

「

四〇	四〇	八〇
四〇	四〇	四〇
八〇	八〇	八〇

」を「

―	四〇	四〇
―	四〇	四〇
―	八〇	八〇

」に改め、同表宮城県柴田農林高等学校の項中

「

男女	四〇
男女	四〇
男女	四〇
男女	四〇

」を「

男女	―
男女	―
男女	―
男女	―

」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県大河原産業高等学校	農業科学科	三年	男女	八〇	―	―
	企画デザイン科	三年	男女	四〇	―	―
	総合ビジネス科	三年	男女	一二〇	―	―

別表第一第一号の表宮城県松島高等学校の項中「男女｜一二〇」を「男女｜八〇」に改め、同表宮城県志津川高等学校の項中「宮城県志津川高等学校」を「宮城県南三陸高等学校」に改め、別表第一第二号の表宮城県宮城第一高等学校の項中

「

―	八〇
四〇	―
四〇	―

」を「

―	―
四〇	四〇
四〇	四〇

」に改め、同表宮城県宮城野高等学校の項中

「

二〇〇	一六〇
四〇	四〇
―	八〇

」を「

二〇〇	二〇〇
四〇	四〇
―	―

」に改め、同表宮城県石巻北高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中「―｜四〇」を「―｜―」に改める。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を別冊二のとおり公表する。

令和四年十二月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長　皆　川　章　太　郎

人事委員会

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

宮城県人事委員会

委員長　西　條　力

○人事委員会規則八―五―五十

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の九条を加える。

（条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）

第一条の二　条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、職務の性質上職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが著しく不適当であると認められる職員として人事委員会が定める職員とする。

第一条の三　条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日（条例第十一条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める日（第一条の六において「休日等」という。）については、七時間四十五分（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の条例第三条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第一条の六第一項第二号において同じ。）とすること。

二　月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する四時間三十分は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三　始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2　定年前再任用短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第一号本文及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

3　職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第一条の四　条例第三条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2　任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一　職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二　前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の五　条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間（次条第一項及び第一条の十において「単位期間」という。）は、条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

（条例第三条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第一条の六　条例第三条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　条例第三条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき一日を限度とすること。

二　勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

三　月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき任命権者があらかじめ定める連続する四時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

四　始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2　第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについ

て準用する。この場合において、同条第二項中「第三条第三項」とあるのは「第三条第四項」と、「前項第一号本文及び第二号」とあるのは「第一条の六第一項第二号本文及び第三号」と、同条第三項中「第三条第三項」とあるのは「第三条第四項」と、「第一項第二号」とあるのは「第一条の六第一項第三号」と読み替えるものとする。

第一条の七　条例第三条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

２　任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

３　任命権者は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会で定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

４　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一　職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二　前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の八　条例第三条第四項第一号のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

２　条例第三条第四項第一号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号及び第三号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一　祖父母、孫及び兄弟姉妹

二　配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者

三　職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、人事委員会が定めるもの

３　条例第三条第四項第一号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。

一　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二　小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員にあって、人事委員会が定めるもの

三　条例第三条第四項第一号に規定する配偶者等であって、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

４　条例第三条第四項第二号の人事委員会規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員とする。

第一条の九　第一条の七第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第一条の十　第一条の七第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第一条の八第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第二条第一項中「（条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第四条第一項第一号中「第十条の二第一項」を「第三条第四項第一号」に、「第二十三条第一項を除き、以下同じ。」を「以下同じ。」に、同項第三号中「第十七条第一項」を「第三条第四項第一号」に改める。

第八条の二を次のように改める。

第八条の二　削除

第二十三条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に、

「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

宮城県人事委員会
委員長　西　條　　力

○人事委員会規則八―七―二十二

人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（育児休業条例第十二条の勤務形態について人事委員会規則で定める時間及び日数等）」に改め、同条中「第十二条第一号及び第二号」を「第十二条第二号及び第三号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合における育児休業条例第十二条第一号に定める一週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から四週間ごとに区分した各期間及びその最後に生ずる四週間未満の期間について、それぞれ当該一週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。

2　育児休業条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、二時間とする。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第十六号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月二十三日

宮城県人事委員会
委員長　西　條　　力

一　二の（十九）を同（二十九）とし、同（十八）を同（二十八）とし、同（十七）を同（二十七）とし、同（十六）を削り、同（三）から（十五）までを同（十四）から（二十六）までとし、同（二）中「人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則八―五」という。）」を「規則八―五」に改め、同（二）を同（十三）とし、同（一）を同（十二）とし、同（一）から（十一）として次のように加える。

（一）人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則八―五」という。）第一条の二に規定する人事委員会が定める職員について定めること。

（二）規則八―五第一条の三第一項第一号に規定する人事委員会が定める日について定めること。

（三）規則八―五第一条の三第二項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（四）規則八―五第一条の三第三項に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（五）規則八―五第一条の四第二項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（六）規則八―五第一条の四第三項第二号に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（七）規則八―五第一条の五に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（八）規則八―五第一条の七第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（九）規則八―五第一条の七第四項第二号に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

（十）規則八―五第一条の八第二項第三号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

（十一）規則八―五第一条の八第三項第二号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

二　この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和４年12月23日

宮城県監査委員　高　橋　伸　二

宮城県監査委員　渡　辺　忠　悦
宮城県監査委員　成　田　由加里
宮城県監査委員　吉　田　　　計

記

1　監査委員の報告日
令和４年９月５日
2　通知のあった日
令和４年11月２日
3　監査委員の報告の内容及び措置の内容
(1)　税務課，地方税徴収対策室
イ　監査委員の報告の内容
県税において，収入未済を解消する努力は見られるが，引き続き収入未済が認められたので，更に適切な徴収対策を講じ，税収の確保に努められたい。
（内容）
・令和３年度収入未済額
　現年度分　939,977,149円
　過年度分　1,726,180,371円
　合　　計　2,666,157,520円
・令和２年度収入未済額
　現年度分　2,109,781,006円
　過年度分　1,781,373,005円
　合　　計　3,891,154,011円
ロ　措置の内容
令和３年度調定額３千百26億６千７百万円のうち，収入未済額は個人県民税で20億１千百万円（８万６千９百件），個人県民税以外の税目で６億５千５百万円（８千３百件）となっている。
令和３年度については「第５次県税滞納額縮減対策３か年計画」及び「令和３年度県税事務運営」に基づき，県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。
特に，収入未済額の大半を占め，重点税目と位置付けている個人県民税については，各県税事務所及び地域事務所に市町村滞納整理協働支援チームを組織し，市町村職員併任を活用した共同催告や共同徴収の実施など，市町村の実情に応じた支援を行った。
個人県民税以外の税目については，早期に財産調査に着手し，財産及び資力を的確に把握し，滞納処分を中心とする取組を徹底することで一層の収入未済縮減を進めるとともに，納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上のための啓発運動を実施した。
今後は，令和４年３月に策定した「第６次県税滞納額縮減対策３か年計画」に基づき，前計画に引き続き市町村と連携・協働して徴収対策を講じるとともに，生活困窮者に対しては納税緩和措置の適用の検討など適切に対応し，更なる収入未済額の縮減に取り組む。
(2)　税務課，地方税徴収対策室
イ　監査委員の報告の内容
事務事業の執行が関係法令に準拠していないものが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
（内容）
ふるさと納税に伴うふるさと納税ワンストップ特例申請者に係るデータを市町村に送信しなかったことにより，確定申告を行わなければ令和４年度住民税の寄附金税額控除の適用が受けられない寄附者が発生した。
ロ　措置の内容
職員が申請者の居住市区町村へ申請データを送信した際，ファイル１件が送信済みであることを画面で確認したが，当該ファイルは申請者１名分のデータであったところ，全申請者のデータが含まれていると誤認したもの。
データ未送信となった市区町村に住民税額の更正を依頼するとともに，ワンストップ特例の申請者に対しお詫びの文書を送付した。その後，住民税額の更正で対応ができない市区町村に居住している申請者に文書で確定申告を依頼した。そのうち，確定申告が困難であり寄附金の返還の申出があった申請者には，寄附金を返還した。
今後は，作業手順書を作成した上で，作業前に予め複数の職員で手順を確認する。また，送信時には，送信画面等のハードコピーを付した決裁で，送信するデータの内容と件数を送信前後に複数の職員で確認することにより，チェック体制の強化を図る。
(3)　市町村課
イ　監査委員の報告の内容
印刷物作成において，発注誤りによる印刷費用の追加支出が認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
（内容）
宮城県議会議員選挙の選挙公報について，印刷業者への誤った発注により，再印刷となり追加支出を生じさせたもの。

・再印刷部数　70,500部
・再印刷費用　406,769円

ロ　措置の内容

選挙管理委員会事務局東部地方支局において「選挙公報の掲載順序を定めるくじ」を実施し，誤った結果を記した様式を選挙管理委員会事務局（本庁）へ提出していたが，本庁において掲載順序の誤りに気付かずに印刷業者へ発注したもの。

発注誤りの判明後，選挙事務への影響を最小限とするため速やかに再印刷を行った。

今後，同様の事案が発生しないよう，事前の選挙公報事務処理フローに沿った作業手順の確認及び複数人による記載内容の確認を徹底し，内部統制の強化を図るとともに，様式の見直しを行うなどの対応策を講じていく。

(4)　管財課

イ　監査委員の報告の内容

普通財産において，無償貸付の更新手続がなされていないものが認められたので，速やかに是正するとともに，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

1　申請書は提出されているものの，貸付手続き等がなされていないもの。
・件数　10件

2　申請書未提出のもの。
・件数　17件

ロ　措置の内容

<発生原因>

更新が必要な貸付の内容，当該手続きの進捗状況について班としての共有がなされていなかった。

上記状況下，４年に１度の更新手続きが集中する年次において担当者のみでは対応しきれず手続きできない事案が発生した。

<処理内容>

貸付相手に電話し，更新手続きがなされていなかったことを謝罪するとともに，更新手続きに協力願いたい旨連絡した。（４月上旬）

更新手続実施依頼文書（貸付契約の誘因）を発送した。（４月下旬）

記名押印のうえ返送された契約から更新手続きを実施した。（６月上旬まで）

<再発防止策>

対象，貸付期間など貸付データについて更新手続きの都度，何件中何件の更新が終了しているかを供覧するとともに，班員が目につきやすい場所に掲示するなど可視化し，全件更新するまで継続する。

(5)　消防課

イ　監査委員の報告の内容

変更契約において，執行権限を超えた執行が認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

防災ヘリコプターに係る300時間点検及び耐空証明検査業務の変更契約の決裁について，専決区分が部長に属するところ，複数年，課長の決裁により変更契約を締結したもの。

・件数　１件
・当初契約金額　26,950,000円
・変更後契約金額　69,850,000円

ロ　措置の内容

契約事務の執行に当たっては，法令等の遵守や進捗管理を複数職員で確実にチェックするため，「契約事務（業務委託）の手順等チェックシート」を作成し，適切な取扱いに努めてきたが，事務決裁規程の専決区分に関する知識不足が原因で発生したことから，専決区分の注意点も盛り込んだチェックシートの改訂版を作成し，今回の件について，職員間での情報共有の徹底を図り，組織的に再発防止に取り組んでいく。

(6)　原子力安全対策課

イ　監査委員の報告の内容

委託料において，支払遅延による延滞金の発生が認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和３年度宮城県放射線・放射能に関するポータルサイト保守管理業務の委託料について，支払期限に遅延し，延滞金が発生したもの。

・件数　６件
・金額　1,168,200円
・延滞金　6,600円

ロ　措置の内容

提出された請求書を会計事務担当者へ引継ぎせずに放置していたもの。

受注業者からの催促により，支払が滞留していたことが発覚した。

本事案発覚後，債権者へ状況を説明するとともに，直ちに支払処理を行った。

また，支払期限の徒過に伴い遅延利息6,600円が発生し，速やかに支払処理を行った。

取扱い手順書を作成し，毎月支出する委託業務及びその他の委託業務について，「支出状況確認表」により，請求書受領の有無，支出決議日等の確認を課長まで供覧を行い，課内で支出状況の管理を徹底することとした。

また，請求書を収受した際は，支出関係書類とともに速やかに会計事務担当者へ引継ぎするよう手順を明確化し，再発防止に努めている。

(7)　原子力安全対策課

イ　監査委員の報告の内容

委託業務において，執行権限を超えた執行が認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

委託契約の決裁について，専決区分が部長に属するところ，複数年，課長の決裁により執行していたもの。

・件数　３件

・業務名及び設計価格

(1)　女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム保守管理業務
25,773,000円

(2)　環境放射線測定装置（㈱日立製作所開発機器）保守管理業務
29,604,300円

(3)　環境放射線測定装置（富士電機㈱開発機器）保守管理業務
42,112,400円

ロ　措置の内容

予定価格に応じて決裁権者が異なることへの担当者の認識不足と決裁過程における確認不足により，適切な専決処理が行われないまま事業執行していたもの。

令和３年度の委託業務のほか，過去の書類確認も行い原因追及に努め，課内会議等において，予定価格に応じた決裁権者について，改めて注意喚起の周知を図った。

契約事務に係るマニュアル（簡易版）を作成し，課内で契約事務に係る研修会を行い，課内職員への周知・徹底を図ることとした。

(8)　オリンピック・パラリンピック大会推進課（スポーツ振興課）

イ　監査委員の報告の内容

委託契約において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

委託契約に係る見積合わせにおいて，見積金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で提出するよう通知していたが，見積合わせでは，その金額を税込みとして取扱い，契約を締結していたもの。

・業務名　東京2020大会都市装飾実施運営業務委託（その４）

・件数　１件

・見積金額　2,157,408円（税抜き）

・予定価格　2,200,000円（税込み）

・契約金額　2,157,408円（税込み）

ロ　措置の内容

事業担当者において，随意契約の見積徴収通知内容の理解が不足していたことに加えて，組織的なチェック体制も不十分であったことから，見積合わせを行う際は，事業担当者と担当班長などの複数の職員でチェックマークをつけるなどにより見積金額が予定価格の範囲内であることを確実に確認することを改めて周知徹底するとともに，回議・決裁の過程において十分な確認期間が確保できるよう，計画的に業務を進めることで，再発防止に努めている。

(9)　統計課

イ　監査委員の報告の内容

統計関連事務において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

毎月勤労統計調査の令和２年５月から令和３年１月分のデータ入力に当たり，調査票が未提出の場合に以前に提出されたデータと同様の内容を入力するなどしていたもの。

・不適切な処理件数　204件

ロ　措置の内容

事務処理マニュアルが整備されておらず，担当者以外の第三者（班長等）が処理状況を把握できる体制になっていないなど，事務処理に係る内部統制上の不備があったことから，「毎月勤労統計調査業務に係る事務処理マニュアル」を策定し，遵守することにより，再発防止の徹

底と職員のコンプライアンス意識の醸成を図ることとした。これにより班長等が「調査票受付簿」等により事務処理状況を適宜確認できる仕組みとなり，継続的に実施している。

⑽　循環型社会推進課，竹の内産廃処分場対策室，新最終処分場整備対策室，放射性物質汚染廃棄物対策室

イ　監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において，引き続き収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和３年度収入未済額

現年度分	164,723,643円
過年度分	836,782,011円
合　計	1,001,505,654円

・令和２年度収入未済額

現年度分	133,422,845円
過年度分	704,603,166円
合　計	838,026,011円

ロ　措置の内容

＜発生原因＞

・竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため，県がこれまで代執行により実施してきた対策費用が累積している。

・当時不適正処理に関わった者に対し，納付命令を発出しているが，少額の納付に留まっており，収入未済が継続している。

＜処理内容＞

・債務者のうち県内在住者については，定期的に自宅等を訪問して納付指導を行い，自主的納付を促した。県外在住者に対しても納付指導を継続した。

・財産調査を実施し各債務者の収入・資産状況の把握に努めた。

＜再発防止策＞

引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに，必要に応じて差押えを実施するなど，債権の時効管理を確実に行っていく。

⑾　社会福祉課

イ　監査委員の報告の内容

委託契約において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

予定価格を超えた額で契約締結しているもの。

・業務名　令和４年度宮城県家計改善支援事業業務

・件数　１件

・予定価格　5,190,000円

・契約金額　5,192,000円

ロ　措置の内容

予定価格調書には，入札書に記載された金額と比較するため，予定価格から消費税相当額を控除した金額を参考として記載するが，この金額に記載誤りがあり，予定価格を超えた金額で契約締結したものである。

今後の入札執行に当たっては，落札決定を行う前に，入札執行者と他の職員において，予定価格調書に記載されている金額の確認や，入札金額に消費税を加えた額が予定価格以下であるかどうかの確認を相互に行うことにより，再発防止に努める。

⑿　医療政策課，医療人材対策室

イ　監査委員の報告の内容

委託業務において，執行権限を超えた執行が認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

委託業務の決裁について，専決区分が部長に属するところ，複数年，課長の決裁により執行していたもの。

・件数　６件

・業務名及び設計価格

(1)　令和３年度宮城県ナースセンター事業業務
29,670,657円

(2)　令和４年度宮城県ナースセンター事業業務
29,670,657円

(3)　令和３年度救急医療情報センター運営事業委託業務
71,220,600円

(4)　令和３年度宮城県こども夜間安心コール事業委託業務

33,564,251円

(5)　令和４年度宮城県こども夜間安心コール事業委託業務

33,581,653円

(6)　宮城県おとな救急電話相談事業業務

73,531,761円

ロ　措置の内容

発生原因は，各事業担当者が施行伺の起案時に，専決区分の確認を怠ったことに加え，その決裁過程において上司も確認を怠り，この誤りを見落としたことによるものである。

指摘を受け，委託契約（変更契約を含む）に係る専決区分を改めて確認するとともに，施行伺から契約締結までの各過程における専決者について，金額を例示して表示した早見表を作成したほか，収支全般の施行伺から支出決定までの節毎の早見表も併せて作成し，これらを課室内の全職員に対して周知し再認識を促した。また，決裁時には，この早見表を活用して複数の職員による確認を励行し，再発防止に努めている。

(13)　子ども・家庭支援課

イ　監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において，収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和３年度収入未済額

現年度分　4,924,110円
過年度分　13,217,510円
合　　計　18,141,620円

・令和２年度収入未済額

現年度分　708,980円
過年度分　13,095,970円
合　　計　13,804,950円

ロ　措置の内容

当該収入未済については，児童扶養手当支給後に資格喪失要件（結婚，転出等）に該当していることが判明し，過払いとなった返還金の返納未済である。

返還金発生の主な理由としては，結婚，転居等の届け出忘れのほか，年金（本人及び配偶者の障害年金や遺族年金等）受給の未申告などとなっている。

返納未済者に対しては，催告状の送付や電話による督促を継続して実施している。

返還金発生を防止するため，手当支給前に各町村に対して資格喪失要件（結婚，転居等）に該当する者がいないか確認を行い，該当する可能性がある場合には，手当の支払いを一時差し止めするなどの対応を行っている。

(14)　雇用対策課

イ　監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金等において，収入未済を解消する努力はみられるが，なお収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

1　返還金（延納利息）

・令和３年度収入未済額

現年度分　8,520,029円
過年度分　0円
合　　計　8,520,029円

2　補助金返還加算金

・令和３年度収入未済額

現年度分　35,443,430円
過年度分　0円
合　　計　35,443,430円

・令和２年度収入未済額

現年度分　0円
過年度分　209,254円
合　　計　209,254円

ロ　措置の内容

事業復興型雇用創出助成金の支給決定取消により生じた返還金が完納となったことに伴い，延納利息及び補助金返還加算金の額が確定したものであるが，金額が大きく，債務者からコロナ禍による経営状況の悪化等を理由に一括での支払いが困難である旨の申し出があり，収入未済が発生したものである。

処理内容については，以下のとおり。

（令和３年度分）

Ｒ３．９．６　返還金の完納

R３.11.18　加算金等納付通知

（相手方による支払計画に疑義あり。根拠資料提供依頼等による確認及び相手方弁護士等との協議（計７回）を重ねた。）

R４.９.14　誓約書受領（支払再開）

なお，令和２年度収入未済額の補助金返還加算金については，令和３年度中に完納となっている。

再発防止策として，支払いが困難で長期に及ぶ場合は，経営状況等を把握した上で，適正な返還計画に基づく誓約書を徴し，定期的な状況確認や計画の見直しにより早期完納を図っている。

また，助成金の支給決定に係る審査について，審査マニュアルの整備や職員向け研修の実施及び複数人によるチェック等により，新規の返還事案の発生防止に努めている。

⒂　みやぎ米推進課

イ　監査委員の報告の内容

補助金において，上限額を超えた概算払の支出が認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

金のいぶき生産支援事業補助金交付要綱について，概算払は交付決定額の８割を上限とする規定であるにもかかわらず交付決定額全額を概算払していたもの。

・件数　７件

・金額　15,525,000円

ロ　措置の内容

交付要綱制定の際に参考とした過去の類似事業のものをそのまま付記してしまったことによるものであり，要綱改正により削除すべきであったがこれを失念していたものである。また，概算払手続きの際，当課が所管している他の交付要綱と同様，概算払の上限に関する規定がないものと思い込み，交付要綱との突合確認を行っていなかったなど，チェック体制が不十分であったと考えている。

指摘のあった概算払の上限規定については，交付要綱を一部改正し，削除している。

決裁時の確認様式に補助金の概算払に関する確認欄を新たに設け，職場内会議で周知徹底を図るとともに，他の補助金事務においても使用することとした。今後はこの取組を着実に実行し，再発防止に努める。

⒃　農村整備課

イ　監査委員の報告の内容

補助金において，事業主体から請求のあった金額と異なる金額で国に対し概算払請求を行っていたものが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・件数　１件

・国への概算払請求額　70,863,000円

・町からの概算払請求額　66,826,000円

・町への概算払額　66,826,000円

・差額　4,037,000円

ロ　措置の内容

国に対して県から概算払請求を行う際に確認した町から提出のあった精算調書と，その後に，町に対して県から概算払いをする際に町から提出のあった概算払請求書は，本来，金額が合致すべきものだが，異なる金額で町から提出された。

差異について町に確認したところ，町から県に提出された精算調書の金額に誤りがあり，概算払請求書の金額が正しいとのことであったため，国への概算払請求額と町への概算払い額に差額が生じたもの。

今後，町の他地区も含めた工事の進捗状況や事業費を整理し，全体像を把握した上で国と相談・調整し，令和４年度中に予算措置を講じ，国庫返還を行う。

また，再発防止策として，県と事業主体との間で精算額の認識の齟齬や金額の差異が発生しないよう，補助金チェックマニュアルの再整備を行い，補助金チェックシートによる確認状況の見える化，複数の職員によるチェックの徹底等を行う。

⒄　水産業基盤整備課，漁港復興推進室

イ　監査委員の報告の内容

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において，収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和３年度収入未済額

現年度分　0円

過年度分　10,507,340円

合　計　10,507,340円

・令和２年度収入未済額

現年度分　6,820,000円

過年度分　3,687,340円

合　　計　10,507,340円

ロ　措置の内容

本件債権については，各漁港利用者の漁港の使用方法や経済状況に起因することが多く，漁港の利用に係る必要事項の周知指導と利用者の理解不足によることが原因として考えられる。

収入未済については，督促状による督促や戸籍調査及び財産調査を行い，債権回収方法について検討を行った。

なお，当該収入未済のうち令和２年度以前に発生した収入未済については，令和２年８月に収入未済額の一部を回収した。

各県管理漁港における係留船については，所管の地方振興事務所水産漁港部と連携し，定期的なパトロールによる指定施設の管理と適切な利用について指導監督を行い再発防止に努める。

⒅　空港臨空地域課

イ　監査委員の報告の内容

国庫補助事業において，不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

間接補助事業である「仙台空港感染症対策強化支援事業」において，令和４年３月末までに県から補助対象者への補助金交付を完了する必要があるところ，令和４年５月に交付したため，国庫補助事業の対象外となり，県費の持ち出しとなったもの。

・補助事業費　79,645,757円

・補助金額　39,822,878円（国費２分の１補助）

ロ　措置の内容

仙台空港感染症対策強化支援事業は，本県感染症対策の強化を図るため，事業者が実施する感染症対策に対して，経費の一部を県が新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し間接的に補助するものであったが，交付金活用の取扱い事務に対する認識不足により，交付金の活用が出来なくなり，県費で対処したもの。

国の交付金を活用する間接補助事業のルールを周知徹底するとともに，補助金交付要綱に年度内の補助金交付が可能となるよう事業実績報告書の提出期限を明示することとした。また，国庫活用事業の一覧表を作成し，補助金交付の処理状況を課内で共有するとともに，主管課においても把握するなど，更なる内部統制の強化による再発防止を図っている。

⒆　住宅課

イ　監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において，収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和３年度収入未済額

現年度分　13,368,900円

過年度分　21,666,070円

合　　計　35,034,970円

・令和２年度収入未済額

現年度分　15,534,350円

過年度分　22,124,027円

合　　計　37,658,377円

ロ　措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており，滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか，県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど，連携を密にした取組を実施している。

県と公社は，「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（令和３年度～令和４年度）」の取組方針を基本とし，初期滞納者への早期対応の強化や，滞納発生時における連帯保証人への協力要請等，滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

県と公社は，毎月連絡調整会議を開催し，滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら，滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んでいる。

収入未申告者の中には，入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより，家賃が高額な近傍同種家賃になり，結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する，又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

全入居者に対して減免制度の周知を行い，家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については，法的措置による厳正な対処を前提に，個々に対応方針を検討し，対策を講じている。

退去した滞納者に対しても民間債権回収業者の活用や転居先の居住地調査を行い滞納額縮減に取り組んでいる。

○重点的な取組事項

【入居者への取組】

①初期滞納者（１～２か月）への取組強化

②法的措置による厳正な対処

③収入申告の徹底

④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応

⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大

⑥連帯保証人に対する対応の強化

⑦減免制度の周知

⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

①民間債権回収業者（サービサー）の活用

②弁護士への債権回収業務委託

③法的措置による厳正な対処

④債権の適正管理

⒇　高校教育課，宮城丸

イ　監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において，収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和３年度収入未済額

現年度分	72,305,263円
過年度分	308,408,123円
合　　計	380,713,386円

・令和２年度収入未済額

現年度分	78,538,308円
過年度分	277,990,224円
合　　計	356,528,532円

ロ　措置の内容

償還金の収入未済額を縮減するため，未納者に対して督促状を毎月送付するとともに，これに応じない者には，電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに，２か月以上未納状態が続いている者に対しては，保証人宛てに未納額を記載した納付督促書を年２回送付し償還を促した。

また，所在不明等による回収困難案件の一部について，債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど，取組の強化に努めている。

なお，生活保護受給等の経済的困窮や大学等への進学により償還が困難な者に対しては，償還の猶予を案内し，新たな収入未済額発生の抑制に努めた。

令和３年度において，過年度の収入未済額のうち，48,120,409円を回収し，収入未済額の縮減に努めた。

これまでの取組みに加え，返済初期対応として，新たに償還を開始した奨学生の中で返済が滞っている者に対し，重点的に電話等による督促を行い，収入未済縮減に努める。また，毎月の貸付金償還状況を取りまとめ，課内で情報共有を図るとともに，会計課及び監査委員事務局に報告している。

㉑　高校教育課，宮城丸

イ　監査委員の報告の内容

需用費において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和４年３月分のコピー料金について，出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したもの。

・件数　２件

・金額　86,545円

ロ　措置の内容

当該料金に係る請求書を年度末・年度始の通知文書等と一緒に机上で重ねて保管していたため，目に触れることがないまま出納閉鎖後に未払いに気づき，新年度予算で支払った。

回議される支出関係書類については複数人で確認作業を行っていたが，その前段階である事務処理の時期や請求書等の管理について，しっかり確認できていなかった。

このため，班内で書類保管の見直し（請求書を担当者の机上の専用棚で一括管理）を行い，定期的に庶務班長と総括課長補佐で財務システムによる支払状況の確認を行うとともに，進捗状況チェックシートを活用することとした。

㉒　保健体育安全課

イ　監査委員の報告の内容

需用費において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

定期刊行物の支払いについて，支払遅延防止法に規定する支払時期を超過し，かつ出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したもの。

・件数　１件

・金額　9,240円

ロ　措置の内容

本事案は定期刊行物の請求書等の紛失により，業者から連絡を受けるまで支払いを失念し，翌会計年度予算での支払いとなったものである。

当該未払い金については，事実確認後，直ちに業者から請求書等を再徴収し，支払いを完了した。

再発防止策として，支出業務の事務処理状況を確認するチェックシートを新たに作成し，複数の職員での事務処理状況の確認体制を整え，再発防止に取り組んでいる。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第153号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和５年１月４日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和３年宮城県公安委員会告示第165号）は廃止する。

令和４年12月23日

宮城県公安委員会委員長　山口　哲男

1　規則第４条第１項第２号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

2　規則第４条第３項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下この２において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この２において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第３号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この２において「ワンタイムＵＲＬ」という。）を受信し、当該ワンタイムＵＲＬを用いて申請部分に接続する措置とする。

3　規則第６条の場合において、規則第４条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第６条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、宮城県公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

4　規則第７条第１項第２号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づく処分通知等とする。

5　規則第11条第１項の宮城県公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第４条第２項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法　令　等	規　　定
道路交通法 （昭和35年法律第105号）	第59条第２項ただし書 第74条の３第５項 第78条第１項、第４項及び第５項
道路交通法施行規則 （昭和35年総理府令第60号）	第５条第１項 第８条第１項
宮城県道路交通規則 （平成13年宮城県公安委員会規則第１号）	第７条第３項 第16条
警備業法 （昭和47年法律第117号）	第９条 第10条第１項 第16条第２項及び第３項 第17条第２項
警備業法施行規則 （昭和58年総理府令第１号）	第11条
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 （平成３年国家公安委員会規則第４号）	第17条第１項

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）	第10条第３項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第８条第１項